



国住監第71号
平成23年7月15日

仲盛 昭二 殿

国土交通大臣 大島 章宏



免許取消処分の取消しについて

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第4条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定に基づきなされた、平成21年6月19日付け国住指第1156号による免許取消処分については、最高裁判所判決（最高裁平成21年（行ヒ）第91号同23年6月7日第三小法廷）において処分基準の適用関係を示さずになされた免許取消処分が行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項本文の定める理由提示の要件を欠き違法であるとされたことを踏まえて、その処分を取り消す。